

心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

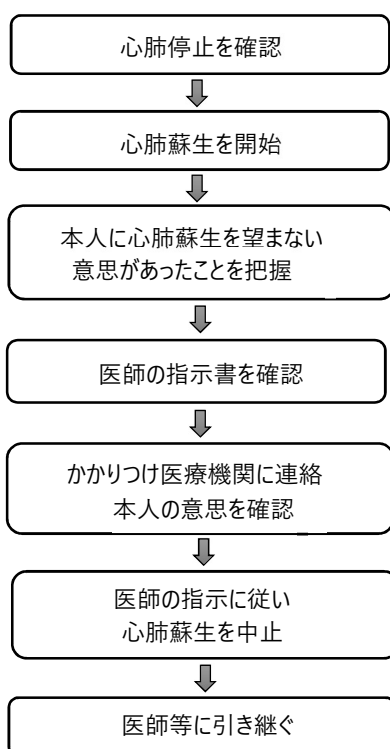
平成30年3月、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」が改訂され、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方が盛り込まれました。

高齢化の進展により、自宅や介護施設での看取り需要が高まる中、心肺蘇生の不実施（DNAR）を表明しているにもかかわらず、気が動転した家族が119番通報し、救急隊が到着後に蘇生中止を求める事案が全国的に発生しています。

救急現場における心肺蘇生を望まない方への対応については、各消防本部によって異なる現状があり、東京消防庁などでは、可能な限りご本人の意思を尊重できるよう対応方針を定め、体制を整備しています。

これらを背景に、幡多西部消防組合では、心肺停止状態の傷病者が「心肺蘇生等に関する医師の指示書」の発行を受けていると確認した時は、かかりつけ医療機関に連絡し、蘇生中止の指示を受けたうえで、ご本人の意思を尊重した対応ができる指針を定め、令和4年4月1日より運用を開始します。

心肺蘇生を望まない 傷病者への救急隊の対応



● 救急隊は、救急要請があった場合に、傷病者には救命の意思があるものとして、救命のために最善を尽くすことが当然であり、心肺蘇生等の中止を前提とした活動ではありません。

● 救急隊から傷病者の意思等を確認することはありません。

● 心肺蘇生等の継続を求める家族や関係者がいる場合は、書面の提示の有無にかかわらず心肺蘇生を継続して医療機関に搬送します。

人生会議 ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とは

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みを「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医等からあなたや家族等へ適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。

あなたの考えを大切な人と話し合うこと、人生会議を積み重ねることで、あなたの希望は尊重されると同時に、大切な人の心の負担を軽くすることができる可能性があります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html